**平成29年度　均等・両立推進企業表彰　応募チェックシート（自己点検用）**

貴社が応募条件を満たしているか、簡易チェックとしてご活用いただけます。

**均等・両立推進企業表彰の応募に際して、【全部門共通】及びご応募いただく各部門の設問をご確認ください（厚生労働大臣最優良賞にご応募いただく場合には、全ての項目をご確認ください。）。**

なお、本シートはご提出いただく必要はありません。

【チェック欄】

**【全部門共通】**

1. 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の義務規定違反がない。

　　　※平成29年1月1日に施行された改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法に対応していること。

1. パートタイム労働法、労働基準法、労働安全衛生法、障害者雇用促進法などに関し重大な違反はない。
2. その他の法令の重大な違反、又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題（死亡事故や訴訟等の係属等）はない。
3. 平成 29年度（平成 29年 6月 1日現在）の障害者法定雇用率は達成している（注：納付金を納付していても達成したことにはなりません）。

なお、 次に当てはまる場合は、本設問は該当しません。

イ 法定雇用率の対象外企業である。

ロ 特例子会社制度、企業グループ算定特例、事業協同組合算定特例により達成している。

**【厚生労働大臣最優良賞】**

1. 過去に均等推進企業部門の厚生労働大臣優良賞（平成１１年度若しくは平成１２年度における労働大臣優良賞若しくは努力賞、平成１３年度若しくは平成１４年度における厚生労働大臣優良賞若しくは努力賞又は平成１５年度以降における厚生労働大臣最優良賞若しくは優良賞を含む。）を受賞している。または、過去にファミリー・フレンドリー企業部門の厚生労働大臣優良賞（平成１１年度若しくは平成１２年度における労働大臣優良賞若しくは努力賞又は平成１３年度以降における厚生労働大臣優良賞若しくは努力賞を含む。）を受賞している。
2. 厚生労働大臣優良賞の両部門の表彰基準を満たしている。

**【厚生労働大臣優良賞】**

**均等推進企業部門**

１．女性活躍推進法第８条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、届出及び公表を行っている。なお、一般事業主行動計画の公表は「女性の活躍推進企業データベース」上で行っている。

２．女性活躍推進法第１６条に基づく、自社の女性の活躍に関する情報公表を「女性の活躍推進企業データベース」上で行っている。

３．過去に均等推進企業部門の厚生労働大臣優良賞（過去の均等推進企業表彰の平成１１年度若しくは平成１２年度における労働大臣優良賞若しくは努力賞、平成１３年度若しくは平成１４年度における厚生労働大臣優良賞若しくは努力賞又は平成１５年度以降における厚生労働大臣最優良賞若しくは優良賞を含む。）を受賞していない。

４．女性活躍推進の取組体制があり、「採用拡大」、「職域拡大」、又は「管理職登用」の取組目標を立てている。

５．【応募用紙（均等推進企業部門）Ｐ.２～４】ポジティブ・アクション（※）の「取組内容」（「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」、「職場環境・職場風土の改善」及び「働き方改革」）に関する取組状況がおおむね５割以上である。

６．【応募用紙（均等推進企業部門）Ｐ.５～６）】過去３年間において、「採用拡大」、「職域拡大」又は「管理職登用」のうち２項目以上において「取組成果」が見られる。このうち、「取組成果」が見られない項目については、過去３年間の実績を比較し、実績が著しく下がっていない。

７．【応募用紙（均等推進企業部門）Ｐ.７】雇用管理状況のうち「役職者に占める女性割合」において、係長クラス及び課長クラスがともに全国産業別平均一覧表（平成29年度用）の大分類（製造業については中分類）の数値と比較し平均並以上であり、部長クラス以上にも女性がいる（当該役職がない場合を除く）。

８．【応募用紙（均等推進企業部門）Ｐ.７】雇用管理状況の②～⑦の６項目の合計点が４点以上である。

　　※ポジティブ・アクションとは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、

* 営業職に女性はほとんどいない、
* 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が、男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

事実上生じている男女間の格差について、男性労働者と比較して、一の雇用管理区分の募集・採用、職務への配置、役職への昇進における女性労働者の割合が4割を下回っている場合、格差が存在していると判断されます。

女性のみを対象とするまたは女性を有利に取り扱う措置を講じるときは、これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識が原因で生じている状況を改善する目的が必要です。

**ファミリー・フレンドリー企業部門**

１．過去にファミリー・フレンドリー企業部門の厚生労働大臣優良賞（過去のファミリー・フレンドリー企業表彰の平成１１年度若しくは平成１２年度における労働大臣優良賞若しくは努力賞又は平成１３年度以降における厚生労働大臣優良賞若しくは努力賞を含む。）を受賞していない。

２．両立指標（平成２９年５月改正版両立指標（別紙参照）をいう。以下同じ。）の評価結果が、分野１、２、及び４がおおむね３０％以上、かつ分野３又は５がおおむね３０％以上である。

３．両立指標の点数が、労働者数３０１人以上の企業については３６０点以上、労働者数３００人以下の企業については３３０点以上である。

以上